

# 岐阜県農商工連携ファンド事業費助成金について

## 1 助成金の目的等

農林漁業と商工業の連携の推進による地域の活性化を図るため、基金「岐阜県農商工連携ファンド」の運用益で中小企業者と農林漁業者の連携体が、互いの経営資源を活用し、創意工夫を凝らした新商品・新役務を開発し、開発した新商品・新役務の販売力を強化し、販路を開拓するために新たに取り組む事業に対し助成を行います。

## 2 ファンド事業の特徴

- (1) 募集事業については、各年度予算の範囲内で行います。
- (2) 助成対象者は、中小企業者と農林漁業者の連携体のほか、自ら事業を行うNPO等の中小企業者以外と農林漁業者の連携体も対象となります。※中小企業者のみの連携や農林漁業者のみの連携は対象となりません。
- (3) 年度をまたぐ事業期間の設定も可能ですので、事業の終期を3月末に設定する必要はありません。
- (4) 事業期間は最長3年までですが、交付決定は事業開始から1年ごとに行います。ただし、2年目以降の助成金の交付決定は、前年の実績を踏まえて行いますので、2年目以降の助成金の交付決定を確約するものではありません。
- (5) 下記の両条件を満たす場合は、事業年度途中で概算払（支出済助成対象経費の80%以内を限度）を受けることができます。
  - ・概算払に係る助成事業の成果が交付決定の内容及び附帯条件に適合していること。
  - ・既に支払いが完了したと認められる対象経費であること。
- (6) その他の注意事項
  - ・事業の一部を外部の機関に委託する場合は、その費用が助成対象経費総額の60%未満であること。
  - ・中小企業者については、独立行政法人中小企業基盤整備機構法に定めるもののうち、事実上大企業の支配下にある企業（株式会社の場合は議決権のある株式総数の過半数、有限会社の場合は議決権を有する総社員の過半数を大企業が保有している企業）は、当該事業の対象から除きます。
  - ・農林漁業者については、農業者、林業者若しくは漁業者又はこれらの者の組織する団体（これらの者が主たる構成員又は出資者となっている法人を含む。）が対象となります。

また、農林漁業者とは、定款等に農林漁業を業としていることが明記されているか、税務申告書に農林漁業の売上げが計上されている事業者も対象となります。
  - ・商工業者と農林漁業者が親族（3親等内）である場合や一方の事業者が他方の事業

者に出資、株式の保有をしている場合は、助成対象事業者とならないので、資本、出資の状況がわかる資料を提出してください。

- ・ 国、県又は国や県が出資又は出捐する公的団体の補助金等（以下、「国庫補助金等」という。）の交付を受けている事業の場合、又は受けることが決定している事業の場合は、公益財団法人岐阜県産業経済振興センター岐阜県農商工連携ファンド事業費助成金事業（以下「農商工連携ファンド助成金事業」という。）の助成対象外となります。  
また、「農商工連携ファンド助成金事業」以外の国庫補助金等について、申請又は申請予定の場合はその旨を必ず事業計画書（第2号様式-3の「10 他の補助金の交付実績（過去2年以内）及び当該年度の申請状況（予定を含む）欄」）に記載してください。
- ・ 有限責任事業組合（LLP）は、農商工連携ファンド助成金事業の対象事業者となりません。  
ただし、構成している個々の事業者は対象となります。
- ・ 中小企業者等と農林漁業者とは、連携体規約を作成し、協定の締結が必要です。

### 3 募集事業の内容

#### (1) 農商工連携による地域活性化事業

助成対象事業	事業内容・助成対象者等
新商品等開発・販売力強化事業	<p><b>【事業内容】</b>            中小企業者と農林漁業者が連携して、互いの経営資源を活用して行う新商品・新役務の開発や開発した新商品・新役務の販売力を強化し、販路を開拓するために新たに取り組む事業</p> <p><b>【助成対象者】</b>            経営の革新等を行う中小企業者又は自ら事業を行うNPO等の中小企業以外の者と農林漁業者との連携体</p> <p><b>【助成率】</b>            2／3以内</p> <p><b>【助成限度額】</b>            50万円～500万円（単年）</p> <p><b>【助成期間】</b>            最長3年            ただし、「新商品開発事業」のみを実施する場合は最長2年。            「販売力強化事業」のみを実施する場合は、1年。</p>

## (2) 応募事業の例

- ・ 無農薬栽培の地元産「ゆず」を使用したリキュール酒の開発及び販路拡大
- ・ 岐阜県産「小型あまご」の商品開発及び販路拡大
- ・ 地元産「にんじん」を活用したジュースの商品開発及び販路拡大
- ・ ジャージー牛の生乳を活用したジェラートの製造・販売

## 4 応募方法

関係書類を添えて、次により助成金交付申請書を募集期間内に提出してください。

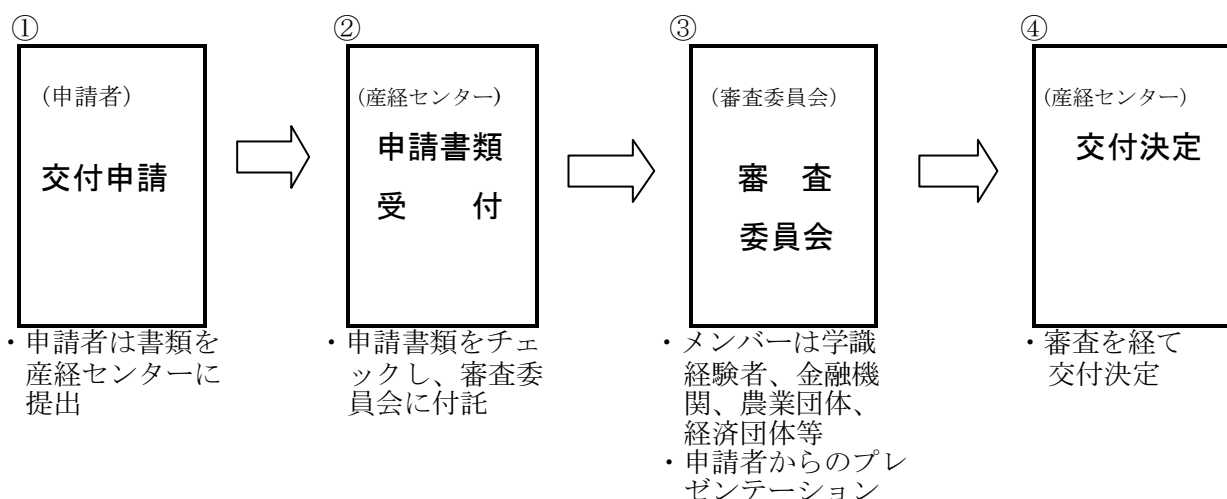
- (1) 作成様式 「申請に必要な書類」の頁をご覧ください。  
※様式は、当センターホームページからダウンロードしてください。  
(アドレス) <http://www.gpc-gifu.or.jp/fund/noshoko/index.asp>
- (2) 提出部数 1部 (応募のあった書類の返却は行いません。)
- (3) 添付資料 「申請に必要な書類」の頁をご覧ください。
- (4) 募集期間 当センターホームページを閲覧または下記へお尋ねください。
- (5) 提出先 〒500-8505 岐阜市藪田南5-14-53 ふれあい福寿会館10階  
(公財)岐阜県産業経済振興センター 経営支援部資金課 助成金担当  
(TEL 058-277-1083)

## 5 助成金交付申請書の審査及び交付決定

提出された助成金交付申請書については、必要に応じてヒアリングを実施し、その後、「岐阜県農商工連携ファンド審査委員会」において、助成金の採択・不採択を審査していただき、採択した事業について交付決定を行います。以下の事項に留意願います。

- ① 交付申請書を提出した連携体は、前述審査委員会でプレゼンテーションを行っていただきます。
- ② 申請と異なる金額や条件を付して、交付決定を行うことがあります。  
また、継続して事業申請を行い、採択された場合、助成事業者の交付決定額は減額される場合があります。
- ③ 交付決定した助成事業は、事業者、事業名、事業概要などを公表します。
- ④ 不採択となった事業者にも、その旨を通知します。

## ◎交付決定までの流れ



## 6. 注意事項

- (1) 岐阜県が定める「暴排措置に係る照会手続き等に関する措置要綱」第3条に規定する暴排措置の対象となる個人又は法人等は、岐阜県農商工連携ファンド事業費助成金交付事業の対象となりません。
- (2) 交付決定前に事業に着手することは原則認められません。  
ただし、事業の性格上又はやむを得ない理由があると認められる場合は、例外的に認める場合がありますが、継続して採択された事業に限ります。その場合は、交付申請書に事前着手理由書を添付し提出する必要がありますが、申請内容を審査した結果、交付申請が採択されない場合又は交付申請が採択されても、事前着手に必要な経費が認められない場合もあります。その場合は当該事業実施に必要な経費は、自己資金で対応することになります。
- (3) 助成事業者は、助成事業の実施結果の企業化に努める必要があります。また、事業終了後5年間、企業化状況等報告書（第15号様式）を毎年、過去1年間の企業化状況について報告する必要があります。
- (4) 事業実施に伴う経理書類等については、事業終了後5年間保存する義務があります。  
(岐阜県農商工連携ファンド助成金事業は国の資金を導入した事業であるため、助成を受けた事業者は、国の検査を受けることがあります。)
- (5) 農商工連携事業計画策定事業のみの申請は認められません。
- (6) 機械装置、器具購入費のみの助成金の申請は認められません。
- (7) 展示会等でブース内にスペースを確保して試験販売を行うことは事業の一環として認められますが、試験販売の商品製造の経費等は助成対象外経費です。
- (8) 委託費の助成対象経費の割合が、全助成対象経費の60%を超える場合は、助成事業とならないので、注意が必要です。  
(委託費とみなされる経費)
  - ・ デザイン・設計にかかる経費

- ・ 試験・分析等にかかる経費
- ・ アンケート等の集計・分析にかかる経費
- ・ 特許出願・登録に弁理士に委託する経費
- ・ 大学等に研究を委託する経費
- ・ コンサルタントを外部委託する経費
- ・ 人材育成のための研修等を外部に委託する経費
- ・ システム構築を委託する経費
- ・ その他、上記に類する事業にかかる経費

## 7. 対象外経費等

助成対象外経費(助成対象外となるもの)

- (1) 消費税（地方消費税相当分を含む。）、宿泊税  
（海外での消費税等税金は対象経費）
- (2) 人件費、建設費、食糧費（全ての飲食に係る経費）
- (3) 機械器具等で助成事業以外の用途との共用
- (4) 量産化に使用する機械器具等の経費  
（事業期間終了後に、生産設備に転用することも含む。） ※1
- (5) 一般事務用機器、家電製品等、レジスター
- (6) 旅費等で、グリーン車、ビジネスクラス等の特別に付加された料金
- (7) 市場調査の助成対象人員は、2名を超える人数
- (8) 展示会・見本市等の出張助成対象人員は、原則2名を超える人数
- (9) 通常の営業商品と本事業で開発した商品が混在したチラシ、パンフレット等の印刷、製本に要する経費は対象外経費
- (10) 注文書が付随している印刷物に係る経費
- (11) モニター、アンケート回答者への謝礼品は1人あたり1,000円(消費税を除く。)以上の場合（謝礼は物品に限り、現金等の謝礼は助成対象外）
- (12) 記念品、景品等のグッズ
- (13) ホームページ関係の次の経費
  - ・ ネットショップへの出店経費
  - ・ 買い物かご等があるオンラインショッピングが可能なホームページの作成及び更新
  - ・ SEO対策（リスティング広告、インターネット検索で上位に表示させるための対策）
  - ・ インターネット検索でクリックした際の手数料
- (14) 事業者の通常の業務活動にかかる経費  
（事務所経費、光熱水費、コピー代、電話代等通信費、事務用品代等）
- (15) 展示会等での説明要員に係る短期に雇用するアルバイト等賃金
- (16) 原材料費、会場費、謝金、委託費、外注費等のうち、助成事業者（助成事業者の構成員を含む。）の組織内で調達したものに対する経費
- (17) 在庫品を使用する場合の経費

- (18) 営業活動、販売（テストマーケティングを除く）に係る経費
- (19) 展示会等出展の場合、助成対象となるのは、助成対象事業で開発した商品の販売を拡大するための展示が主で、助成対象事業以外の商品の展示が大半を占める場合（全体の概ね 1/4 以上が対象事業以外の商品の展示）
- (20) 商談を主とした展示会・商談会等に係る経費。
- (21) 助成対象経費と他の経費との区分が出来ないもの（他の経費と一括で請求され、明細書等による内訳の確認が出来ない場合等）
- (22) 証拠書類が整わないもの（宛先が明記されていない書類を含む。）
- (23) 郵送料で送付先不明な分。また営業用や不特定多数へ発送するダイレクトメール、または、ダイレクトメールと判断される郵送料
- (24) 助成対象期間外に発注や契約、又は支出した経費
- (25) 振込手数料・代引手数料・送金手数料など ※2
- (26) 契約書の作成や行政手続等に要する印紙代、証紙代
- (27) タクシー代
- (28) 展示会出展等及びその他の用務の出張で社用車または自家用車等を使用した場合（搬入・搬出を含む）の燃料費（燃料使用量の根拠が不明瞭なため）。
- (29) 連携体(実行委員会)や同居事業所等(以下「連携体等」という。)の間の金銭の支払い(例: コピー等の経費、機械のレンタル料等)。  
ただし、農林漁業者と中小企業者等間の原材料の取引については原価であれば対象です。
- (30) 商標登録等商標権に係る経費、国際特許の出願経費
- (31) その他、産経センターが不相当と判断した経費

※1 試作・開発用に購入した機械器具等を量産用（販売品生産用）に転用することはできません。違反した場合は、助成金の返還が必要となる場合があります。

なお、機械器具等を導入する場合は、原則として3年以上のリース（レンタル）としてください。

※2 経費の支払い時に発生する振込手数料・代引手数料・送金手数料など相手方が負担した場合は、その分相手方が値引きしたものとみなし、助成対象経費から控除します。